

さとう いくみ  
佐藤 育己  
法学部 准教授  
博士(法学)  
国際取引法

### 主要な研究業績

- “Providing Credibility around the World: Effective Devices of the Cape Town Convention,” 33(3) European Journal of Law and Economics 577-601 (2012) (with Yoshinobu Zasu)

### 最近の研究業績

- 『航空機ファイナンスにおける担保制度統一の分析：ケープタウン条約の挑戦』（法律文化社、2016）2015年度末延財団出版助成、2017年度日本空法学会リーゼ賞（著書の部）

### □研究テーマ

## イスラム金融とコモンロー、そしてロンドン

### □研究の取組み

イスラム金融取引は利息を禁じていることで有名です。現在の私の関心は、イスラム金融との関係で、①世界的な金融センターであるロンドンがどのような役割を担っているのか、また②国際商取引の代表的な法廷地であるイングランド裁判所がどのような地位を占めているのかにあります。

①イスラム金融の発展におけるロンドン証券取引所の貢献は大きく、同取引所にはこれまでに66のイスラム債が上場され500億米ドル以上の調達実績があります<sup>1)</sup>。日本では2019年3月に三菱UFJフィナンシャル・グループが邦銀で初めて海外発行のイスラム債の取扱いを開始したことを考えると<sup>2)</sup>、その差は歴然としています。英国は、イスラム金融業が一般の金融業と対等に競争できる環境を税制改正等により整備することで、世界中から起債を誘致しています。他方で、同取引所に上場された透明性の高いイスラム債を各イスラム金融機関が保有できることは、業界の安定に寄与します。こうしたイスラム金融とロンドン債券市場の関係性を考察しています。

②イスラム金融取引から生じた紛争では、取引がシャリアに則っているかが争われることが多いです。この場合にイングランド裁判所は、シャリアの解釈には立ち入らないという基本姿勢を取ります。これは裏を返せば、取引がシャリア適格であるかの判断はイスラム法学者から成るシャリア・ボードや仲裁廷に委ねられることを意味します。このようなイングランド裁判所の姿勢は世界のイスラム金融業から歓迎されており、ロンドンは国際イスラム金融取引の領域でも法廷地としての地位を確立しつつ

あります。こうしたイスラム金融取引とその準拠法としてのコモンローおよび法廷地としてのイングランド裁判所の関係も考察してしています。

しかし、英国のEU離脱の決定により、ロンドン債券市場は逆風に晒されています。また、EU諸国でのイングランド裁判所の判決の効力については見通しが立っていません。このように英国とEUの政治的判断は世界のイスラム金融の命運をも左右するおそれがあるため、この行方を注視したいと思います。加えて、英国の取組みを考察することは、同じくイスラム圏に属さないわが国にとって有益な示唆を得られると期待できます。日本はイスラム債の発行を可能にする法制を整備したにもかかわらず、実績がない状況が続いています。英国との比較を通して、何が欠けているのかを見極めていくつもりです。

人口だけでなく経済においても、イスラム圏が台頭している今日、イスラム関連のビジネス・チャンスは拡大しています。

「国際取引法」等の授業において積極的に研究成果を教育に還元することで、シャリアの基礎知識を身に着けた学生を産業界に送り出したいです。

1) <<https://www.lseg.com/sukuk>> (2019年10月31日閲覧)。

2) 日本経済新聞電子版(2019年2月17日) <<https://www.nikkei.com/article/DGXMZO41377310W9A210C1MM8000/>> (2019年10月31日閲覧)。